

## 平成 24 年度品質管理レビューにおける重点的実施項目

平成 24 年 6 月 8 日  
日本公認会計士協会  
品質管理委員会

当協会の品質管理レビュー制度は、上場会社監査事務所登録制度（以下「上場会社事務所制度」という。）を平成 19 年度から導入したことにより強化され、監査事務所の品質管理の質的水準の維持・向上に努めてきたところである。品質管理レビューは、原則として 3 年に一度の頻度で実施されることから平成 24 年度は上場会社事務所制度の導入から 2 巡目の最後の年度に当たる。この間、限定事項付き結論のレビュー報告書を交付した監査事務所数及び全体としての改善勧告数は減少し、一定の効果があつたと見られる。その一方で、東京証券取引所及び大阪証券取引所による有価証券上場規程等の改正により上場会社及び新規上場申請会社の会計監査人は上場会社監査事務所名簿等へ登録されていることが要件とされたこと等があり、上場会社事務所制度への関心が高まり、その影響も大きくなるという状況が生じてきた。

当協会は、会則 122 条第 2 項の指導的性格を維持しつつ、品質管理レビュー制度を取り巻く環境の変化に対応して、上場会社事務所制度を含めた品質管理レビューの制度がより実効性あるものとなるための制度の一部改正を実施しつつある。本年 10 月施行予定のこの改正された制度が適切に軌道に乗るよう最優先の事項として運営に努めていく。

### 1. 初めて品質管理レビューを受ける監査事務所等に対する指導の実施

初めて品質管理レビューを受けることとなる監査事務所には、①監査人の交代により品質管理レビューを受けることとなった監査事務所、②レビュー対象監査業務の範囲の拡大により品質管理レビューを受けることとなった監査事務所（例：信用金庫等の監査のみを行っていた監査事務所）、③監査先が大会社等に該当したことにより品質管理レビューを受けることとなった監査事務所、が該当する。これらの監査事務所に対しては、品質管理のシステムの整備・運用の状況を早期に確認し、また、自主的な改善の契機とするため、従来から、品質管理実施状況報告書の提出を求め、研修会・個別相談会等の開催等を通じての事前の指導を実施してきたところであるが、平成 24 年度も引続き実施する。また、事後的な指導としても、改善勧告事項について、十分かつ適切な説明を行い、監査事務所による自主的かつ実効性の高い改善計画書が作成されるよう、継続して指導していく。

また、平成 23 年度から運用している二号措置の実施状況の確認を、平成 24 年度に行うと共に、当該措置の実効性を検討しつつ、必要に応じて改善を図っていく。更に、従来、前年度に監査の品質管理に多数の不備があるため品質管理レビュー手続第 391-2 項に該当するものとして限定付き結論のレビュー報告書を提出した監査事務所に対し、期間を短縮して通常の品質管理レビューを実施すること等指導強化策により、制度本来の趣旨に則り、品質管理レビューを通じての改善指導を図る。

## 2. 新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等への監査事務所の適切な対応

当協会では、既に適用されている監査報告書関係を含め、新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書・監査基準委員会報告書（いわゆる「クラリティ版報告書」）の適用を平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からとしている。平成 24 年度の品質管理レビューでは、監査事務所としての品質管理のシステムの状況を確認する際に、品質管理規程及び監査マニュアル等の更新を確認し、また、個別業務のレビューにおいて発見事項がある場合には、必要な改善措置の中で今後の改善として、クラリティ版報告書への準拠を言及することにより、適切な指導を行っていく。

## 3. 主要な担当者の長期的関与とローテーション及び報酬依存度のセーフガードへの対応

平成 24 年 3 月期からは法規制のローテーション・ルールの適用があり、この点で「自主規制・業務本部平成 24 年審理通達第 2 号」が出され、注意喚起がなされている。いわゆる「インターバル期間中の実質的関与」について、法令準拠性を確認していく。

また、大会社等に対する報酬依存度が 2 期連続で 15% を超過する場合のセーフガードとして当協会にレビューを依頼された場合、当協会は品質管理レビューを実施することとしたが、この適用は平成 25 年度からとなる。この品質管理レビューを含む当協会の支援策について周知を行う。

## 4. 指定国際会計基準への対応

現時点で、IFRS を指定国際会計基準として早期適用している会社は数社あり、今後も、早期適用の会社は増加していくものと考えられる。このような状況の中で、レビュー対象となった個別業務が IFRS 早期適用会社である場合に備え、レビューツール等の整備等の対応が求められる。レビューツールについては、平成 22 年度から準備を進めてきているが、一層その完成度を高め、多くの監査事務所の参考に供すべく、平成 24 年度には、他のレビューツールと同様に、協会のサイトにアップする。

## 5. 措置細則の見直しの検討

「上場会社監査事務所登録制度の措置に関する細則」は、上場会社監査事務所登録規則第 12 条により、措置等の判断基準として定められている。同細則は、上場会社事務所制度の運用について必須の部分であるが、同細則を制定した当時に比べ、3 号措置以上の措置の影響が当該監査事務所だけでなく資本市場に対しても著しく大きくなってきている。上場会社事務所制度運用開始 2 巡目（6 年目）という節目を迎え、本制度の透明性を高める観点から同細則についても見直しすべき時期にあると考えられ、協会の指導性向上の観点から検討を加える。

以上